

体験学校施設の使用のお願い

○ 申込み方法

- ・市の事業に支障のない範囲で施設を開放しています。電話等で空き状況を確認してください。空いている場合は、小宮ふるさと自然体験学校(以下「体験学校」という。)で使用申請書に記入をお願いします。

○ 申込み期間

- ・使用する日の2か月前の月の初日から使用日までとなります。

○ 1 団体が申込みできる範囲

- ・1か月間に使用できる日数や時間に制限はありません。(使用可能な時間内に限ります。)
- ・貸出時間は、毎時00分からとする必要はありません。(例：午前10:15 ~ 午前11:15)
- ※ ただし、より多くの団体が使用できるよう、前後の団体も入れるようご協力をお願いします。

○ 電話申込み

- ・電話での申込みは仮予約となりますので、電話での申込み日から3日以内に、体験学校で使用申請書による申請をお願いします。なお、3日を経過した場合はキャンセルとなりますので、注意してください。キャンセル等の場合は、事前に連絡してください。
- ・窓口と電話が同時の場合は、直接、窓口に来られた方が優先となります。

○ 貸出時間及び使用料

施設区分	使用時間	使用単位	使用料
多目的ルーム1	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	300円
多目的ルーム2	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	300円
多目的ルーム3	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	300円
図書室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	400円
音楽室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	400円
工作室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	400円
調理室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	400円
校庭	午前9時から午後5時まで	1時間	200円
体育館	午前9時から午後10時まで	1時間	300円

- ・校庭及び体育館の貸出については、市内に在住、在勤または在学する者が10人以上で団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれている場合に限りです。

○ 使用料の振替又は還付

- ・雨天や雨天後などで校庭の状態が悪く使用できない場合は、日時の振替又は使用料の還付となります。この場合は、体験学校に連絡の上、手続きをお願いします。
- ※ 使用日を振り替える場合は、体験学校で空き状況を確認してください。
- ※ 使用料を還付する場合は、金融機関への振込みとなります。

還付手続きに必要なもの

- ① 使用許可書と納入通知書兼領収証書
- ② 申請者の金融機関の口座番号
- ③ 印鑑

○ 鍵、窓の確認（工作室及び体育館を使用する場合）

- ・ 工作室及び体育館を使用する場合は、鍵を体験学校の事務所から受け取ってください。また、使用後は速やかに返却をお願いします。なお、鍵の管理と窓等の戸締りや照明の消灯については、責任をもって対応をお願いします。（出入口の鍵は、工作室と体育館のみ）

○ 使用記録表の記入（校庭以外の各施設を使用する場合）

- ・ 使用前に、必ず体験学校の事務所で使用記録表を受け取ってください。（その際、使用承認書と納入通知書兼領収証書を提示してください。）体育館の場合は、備え付けの使用記録表に記入をお願いします。
- ・ 使用后（体育館を除く。）は、使用記録表の内容をよく確認し、記入した後、事務所に返却をお願いします。

○ 団体登録（定期使用団体）

- ・ 定期的に体育館で活動する場合は、団体登録をお願いします。

使用に際して

- ・ 各施設の照明やトイレ、倉庫の電灯の消灯の確認
- ・ 体験学校の門の戸締り（休校日・夜間）
- ・ 体験学校の関係者、近隣住民の方への挨拶
- ・ 敷地内での飲酒、喫煙の禁止への協力
- ・ 敷地内での火の使用禁止
- ・ 飲食を目的とした校庭・体育館の使用禁止
- ・ 近隣住民の方への配慮
（ボール等が近隣宅に入った場合は、必ず引率のコーチや保護者等の大人の方と児童・生徒が謝罪）
- ・ 雨天、雨天後の校庭への配慮
（校庭の状態が悪く、使用後に整備をしても現状に戻らない状態の場合は、使用を中止すること。）
- ・ 各施設の使用後の清掃、整備、片付け（校庭：グラウンドレーキ、体育館：モップがけ、その他：床清掃など）
- ・ 駐車場に限りがあるため、車の台数や停め方の工夫（駐車場：校舎裏や校庭西側の駐車ロープ内）
- ・ 駐車場の使用の際、体験学校の行事への配慮
- ・ 路上駐車禁止、校庭内への駐車禁止
- ・ 施設や器具等の破損がないよう注意を徹底
（破損等の場合は、体験学校の事務所へ連絡し、使用者の負担で賠償）

問い合わせ 小宮ふるさと自然体験学校 TEL042-596-0414 休校日：月曜日

その他

【使用料が減額・免除となる例】

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき… 免除
- (2) 市内の町内会・自治会が使用するとき… 免除
- (3) 市内の福祉又はボランティアの団体が直接公益を目的とした活動のために使用するとき… 免除
- (4) 市内の障害者の団体が使用するとき… 免除
- (5) 市内の母子・父子福祉の団体が使用するとき… 免除
- (6) その他市長が特別の理由があると認めるとき… 免除又は減額

【使用料の還付について】

納入された使用料は、次のときにその全部又は一部が還付されます。

- (1) 災害その他の事故により、体験学校を使用することができなくなったとき… 全額
- (2) 管理上特に必要があるため、市長が使用を取り消したとき… 全額
- (3) 使用者の責務に帰することができない理由により、体験学校を使用することができないとき… 全額
- (4) 使用者が使用日の14日前までに使用の取り消しを申請したとき… 全額
- (5) 使用者が使用日の7日前までに使用の取り消しを申請したとき… 100分の50